



兵庫労働局発表
平成24年10月29日
テレビ・インターネット・新聞
11月1日午前8時30分解禁

担 当	【照会先】
	兵庫労働局労働基準部賃金課 課長 福丸裕久 賃金指導官 木多 豊 (電話) 078-367-9154

報道関係者 各位

特定（産業別）最低賃金の改正決定について

—発効日は平成24年12月1日—

兵庫労働局（局長 前田芳延）は、兵庫地方最低賃金審議会（会長 とりべ しんじ 鳥邊 晋司（兵庫県立大学大学院教授）。以下「審議会」という。）の答申（意見）を踏まえ、平成24年11月1日までに、下記のとおり、兵庫労働局長が決定している10件の特定（産業別）最低賃金のうち9件を改正することを決定し、官報公示を行った。

改正後の最低賃金額は、平成24年12月1日から適用される。

特定（産業別）最低賃金の適用業種	時 間 額	引上げ額	効力発生年月日
繊維工業（注）	762円	3円	平成24年12月1日
繊維工業、靴下製造業（注）	751円	改正なし	平成21年12月1日
塗料製造業	877円	5円	平成24年12月1日
鉄鋼業	857円	5円	同 上
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	840円	5円	同 上
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	804円	5円	同 上
輸送用機械器具製造業	876円	4円	同 上
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	805円	5円	同 上
各種商品小売業	775円	4円	同 上
自動車小売業	820円	5円	同 上

- (注) 「繊維工業、靴下製造業最低賃金」のうち繊維工業については、「繊維工業最低賃金」が平成22年12月1日から適用されている。
なお、靴下製造業については、「繊維工業、靴下製造業最低賃金」が適用されている。

I 特定(産業別)最低賃金について

特定(産業別)最低賃金は、特定の産業に属する事業場の労働者に適用される最低賃金であり、兵庫県では10件決定されている。

(兵庫県内のすべての事業場の労働者に適用される兵庫県最低賃金は、平成24年8月31日に改正決定され、同年10月1日に発効した。改正後の時間額は、749円(引上げ額10円)である。)

II 特定(産業別)最低賃金の改正決定の経過

1 兵庫地方最低賃金審議会の答申

- (1) 兵庫労働局長は、「繊維工業、靴下製造業」を除く9件の特定(産業別)最低賃金について、関係する労働団体からの改正の申出を受けて、平成24年7月20日に、審議会に対し、改正の必要性の有無について諮問を行い、審議会は、同月30日に改正の必要性ありとの答申を行った。
- (2) 兵庫労働局長は、この答申を受けて同日、審議会に対し、特定(産業別)最低賃金の金額審議を求める諮問を行った。
- (3) 審議会は、特定(産業別)最低賃金ごとに9つの専門部会を設け、春季の賃上げ交渉妥結結果、県内約2,000社に対する統計調査の結果、経済・雇用・賃金関係指標や初任給の推移などの資料を基に、慎重審議を行った。
- (4) 審議会は、専門部会において、延べ22回にわたる審議を行い、同年10月3日までに、兵庫労働局長に対し、上記一覧表のとおり、特定(産業別)最低賃金の時間額の改正を答申した。

2 特定(産業別)最低賃金の改正決定等

兵庫労働局長は、答申を踏まえ、特定(産業別)最低賃金の改正決定を行い、平成24年10月11日から順次官報公示し、同年11月1日に最終の官報公示を行った。

兵庫県の最低賃金経年表(時間額)

年度	兵庫県最低賃金		繊維工業		繊維工業、靴下製造業		塗料製造業		鉄鋼業		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業		電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業		輸送用機械器具製造業		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業		各種商品小売業		自動車小売業	
	時間額	改定額	時間額	改定額	時間額	改定額	時間額	改定額	時間額	改定額	時間額	改定額	時間額	改定額	時間額	改定額	時間額	改定額	時間額	改定額	時間額	改定額
元	502	4			535	35	632	17	592		574		554	15	599		561	19	535		565	
2	527	25			567	32	657	25	623	31	606	32	583	19	641	42	591	30	568	33	599	34
3	553	26			594	27	689	32	654	31	638	32	612	29	672	31	621	30	600	32	633	34
4	577	24			620	26	717	28	683	29	668	30	639	27	701	29	648	27	628	28	660	27
5	594	17			640	20	738	21	705	22	692	24	659	20	726	25	669	21	648	20	680	20
6	608	14			660	20	757	19	722	17	709	17	677	18	746	20	687	18	666	18	698	18
7	620	12			675	15	773	16	738	16	728	19	693	16	762	16	702	15	681	15	713	15
8	634	14			690	15	789	16	755	17	745	17	709	16	779	17	718	16	697	16	730	17
9	648	14			706	16	806	17	772	17	763	18	725	16	797	18	734	16	713	16	747	17
10	660	12			719	13	819	13	786	14	777	14	739	14	812	15	747	13	726	13	761	14
11	666	6			725	6	825	6	793	7	784	7	746	7	819	7	754	7	732	6	768	7
12	671	5			728	3	830	5	798	5	788	4	751	5	823	6	758	4	736	4	773	5
13	675	4			731	3	833	3	802	4	792	4	756	5	827	4	760	2	739	3	777	4
14	675	0			732	1	833	0	803	1	794	2	758	2	829	2	762	2	740	1	777	0
15	675	0			732	0	833	0	803	0	795	1	759	1	830	1	763	1	740	0	778	1
16	676	1			733	1	834	1	806	3	796	1	760	1	831	1	764	1	741	1	779	1
17	679	3			735	2	838	4	811	5	800	4	764	4	834	3	767	3	743	2	782	3
18	683	4			739	4	842	4	817	6	805	5	769	5	839	5	771	4	747	4	786	4
19	697	14			745	6	849	7	829	12	815	10	779	10	849	10	782	11	752	5	796	10
20	712	15			750	5	857	8	839	10	822	7	786	7	857	8	788	6	758	6	802	6
21	721	9			751	1	862	5	842	3	825	3	789	3	862	5	791	3	761	3	805	3
22	734	13	756	—	751	—	869	7	849	7	830	5	794	5	869	7	796	5	766	5	811	6
23	739	5	759	3	751	—	872	3	852	3	835	5	799	5	872	3	800	4	771	5	815	4
24	749	10	762	3	751	—	877	5	857	5	840	5	804	5	876	4	805	5	775	4	820	5

単位:円

・「繊維工業、靴下製造業」のうち、繊維工業については、「兵庫県繊維工業最低賃金」が平成22年12月1日から適用されている。

・本年の発効日は兵庫県最低賃金は平成24年10月1日、特定(産業別)最低賃金は平成24年12月1日。